

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例に関する資料

1. 手数料条例 別表(6)キ 建築基準法関係手数料(許可申請・認定申請)の改正について

別表(6)キの改正は、令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の制定に伴い、建築基準法の一部改正が行われたことによるものです。

主な改正は次のとおりです。

- ①建築基準法第52条第6項第3号の規定による容積率の特例認定が新設されたことによる手数料の新設。
- ②建築基準法第53条第5項第4号の規定による建ぺい率の特例許可が新設されたことによる手数料の新設。
- ③建築基準法第55条第3項(絶対高さ制限)、第58条第2項(高度地区内の高さ制限)の規定による高さ制限の特例許可が新設されたことによる手数料の新設。

2. 手数料条例 別表(6)ス 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料、及びセ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の改正について

別表(6)ス及びセの改正は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則、及びその他関係省令等の一部改正に伴うものです。

主な改正は次のとおりです。

- ①誘導仕様基準が新設されたことによる手数料の区分と金額の新設。
- ②都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則に規定されている認定申請単位が変更されたことによる申請単位の改正。
- ③低炭素建築物計画の認定性能基準と、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定性能基準が統一されたことによる手数料の区分の改正。